

令和5年12月8日

各位

公益社団法人北海道観光振興機構

会長 小金澤 健司

(公印省略)

令和5年度地域の魅力を活かした観光地づくり推進事業  
新たな旅のスタイルの創出に係るテーマ検証事業（ケア・ツーリズム）  
に係る企画提案の公募について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。北海道の観光事業の推進にあたりましては、日頃から格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当機構では標記事業に係る委託業務について、下記のとおり企画提案を募集しますので、ご案内いたします。

敬具

記

1. 事業名

令和5年度地域の魅力を活かした観光地づくり推進事業  
新たな旅のスタイル創出に係るテーマ検証事業（ケア・ツーリズム）

2. 事業目的

本事業では、新たな旅行需要を喚起し、地域活性化に資するため、試験的に造成するテーマに沿ったモニターツアーを実施し、北海道における着地型ツーリズムの提供のための検証を行い、新たな旅行商品の造成につなげることを目的とする。

3. 応募方法

別紙「企画提案指示書」を読み、期限までに必要書類をご提出ください。

4. 今後のスケジュール（予定）

12月8日（金）公示  
12月14日（木）企画提案の参加表明期限  
12月25日（月）企画提案書の提出期限  
12月27日（水）審査会の実施（予定）  
12月下旬 委託事業者決定、契約締結、事業の実施

以上

担当：（公社）北海道観光振興機構

地域観光部 佐藤

電話：011-231-2900

E-mail:n\_sato@visithkd.or.jp

令和5年度地域の魅力を活かした観光地づくり推進事業  
新たな旅のスタイル創出に係るテーマ検証事業(ケア・ツーリズム)  
企画提案指示書

1. 事業目的

本事業では、新たな旅行需要を喚起し、地域活性化に資するため、試験的に造成するテーマに沿ったモニターツアーを実施し、北海道における着地型ツーリズムの提供のための検証を行い、新たな旅行商品の造成につなげることを目的とする。

2. 事業主体および実施方法

(公社) 北海道観光振興機構が主体となり、民間事業者に委託して行う。

3. 企業提案応募条件等

(1) 複数の企業等による連合体(以下「コンソーシアム」という。)又は単体企業とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業は、次の要件を満たしていること。

①北海道に本社もしくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。

②地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。

③地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと。

④北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

⑤暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

⑥コンソーシアムの構成員が単体企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案(プロポーザル)に参加する者でないこと。

(3) コンソーシアムにおいては、(1)、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

①コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。

②委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

#### 4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約とする。

\* 企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

#### 5. 委託事業費（上限）

3,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

#### 6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間 契約締結日～令和 6 年 3 月 15 日（金）まで

(2) 業務スケジュール（予定）

12 月 8 日（金） 事業公示

12 月 14 日（木）17 時 参加表明締め切り

12 月 25 日（月）15 時 企画提案書の提出期限

12 月 27 日（水）審査会の実施（予定）

12 月下旬 委託事業者決定

1 月上旬 契約締結・業務開始

3 月 15 日（金）事業実績報告書の提出

#### 7. 業務委託内容（企画提案事項）

(1) 検証コースの設定とモニターツアーの実施

上記テーマによる新たなニーズを踏まえた北海道における着地型ケア・ツーリズムに対応するコースを提案し、モニター参加者による検証を行うこと。

##### ① 実施テーマの設定

「ケア・ツーリズム」ーリハビリ／レスパイト・ツーリズムに特化したモニター・ツアーとする。

※近年の健康志向の高まりを受け、また心身の多様なニーズや価値観に対するアプローチとして、「ヘルス・ツーリズム」「ウェルネス・ツーリズム」「メディカル・ツーリズム」等が注目を集めているが、新たアプローチとして「リハビリ・ツーリズム」「レスパイト・ツーリズム」を加えることで北海道の新しいツーリズムとして、観光の価値を高めていきます。

「リハビリ・ツーリズム」「レスパイト・ツーリズム」

旅先でのリハビリを中心とした医療サポートや介護サポートを受けながら、地域資源を通じた心身の活動を行うことで、人生への活力を得ることができる旅行

##### ② 検証コースの設定

○コース数：道内 2 コース

・道央エリア方面（札幌（新千歳空港）を始まりとするコース）

・道北エリア方面（旭川（旭川空港）を始まりとするコース）

○日 程：1 コース 1 泊 2 日～2 泊 3 日程度

##### ③ モニターツアーの実施

○コース及び回数：上記コース 各 1 回

○モニター募集対象：ケアツーリストモデルとしての参画を希望するリハビリ当事者とその家族（道内又は道外）

○実施時期：令和6年2月

○内容及び留意点等：

- ・リハビリ／レスパイト・ツーリズムに対応する医療従事者を同行し、旅行の安全に配慮した上で、当事者へのサポート体制を組んだ体制をとること。
- ・今後のツアーの実行可能性も踏まえ、旅行会社や医療機関等との連携も考慮すること。
- ・また、必要に応じて、今回のモニターツアーへの視察等へも配慮すること。

## （2）モニターツアーによる検証の実施

### ①アンケートの実施

モニターツアー実施後に、モニター当事者や受入側へアンケートを実施すること。

### ②モニターツアー検証の報告

実施内容やアンケート結果などを報告書にまとめること。

（報告会等にて検証事業を報告する場合あり）

## （3）その他

上記以外に、事業の充実を図る提案があれば盛り込むこと。

メディアを活用したリハビリ／レスパイト・ツーリズムの利用促進も検討願いたい。

## （4）報告書作成・提出

当該事業の実績報告書を作成し3部提出すること。

あわせて、電子データ（CDROM, USB等）で1部提出すること。

## 8. 参加表明

企画提案を行う意思がある場合は、次のとおり期日までに参加表明すること。なお、参加表明なき者からの企画提案書は受理しない。

（1）表明期限 令和5年12月14日（木）17時

（2）表明内容 「事業名」、「担当者名」、「連絡先」

（3）表明先 （公社）北海道観光振興機構 地域観光部（担当：佐藤）

Email : n\_sato@visithkd.or.jp

（4）表明方法 メールにて行うこと（様式は任意、メール本文で可）。

## 9. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。

### （1）企画提案事項の総括表

各提案事業を簡潔にまとめたものとする（A4用紙1枚程度）

### （2）事業実績

過去3年以内の本事業と同種、かつ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。

(3) 業務実施体制

当業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制などを明記し、具体的に記載すること。

(4) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(5) 見積書

費用項目の明細を記載すること。

- ① 企画費 ②モニターツアー募集・実施に係る費用 ③ツアー実証に係る費用（各種報告に係る費用）等

10. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 企画提案書の規格は A4 とする。ただし、A4 による掲載が困難な場合は A3 折込による掲載を可能とする。全体で 20 ページを超えないこと。
- (2) 企画提案書は 1 社 1 提案とする。  
(A 案・B 案と複数案を記載し事業実施主体側に選択を委ねる提案は審査対象外とする)
- (3) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は返却しない。

11. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 6 部 ※ 1 部は事業者名・氏名等の記載したもの  
あわせて電子データで事業者名・氏名等の記載したものを 1 部送付すること。
- (2) 提出先 (公社) 北海道観光振興機構 地域観光部 (担当: 佐藤)  
TEL 011-231-2900 Email n\_sato@visithkd.or.jp  
持参又は郵送による。  
※ 郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。  
※ 提出の企画提案書は別途データでも 1 部 (事業者名・氏名の記載したもの)、  
電子メールまたは ROM 等により納品すること。なお、電子データのみでの納品  
は認めない。

12. 審査方法

- (1) 参加表明期日までに参加表明を行い、かつ企画提案書を提出期日までに提出したものを審査対象者とする。
- (2) 審査は審査対象者から提出された書面により行う。

13. 審査基準

企画提案の審査は下記項目を審査した上で総合的に判断する。

(1) 業務遂行能力

情報発信業務に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

(2) 事業内容の目的適合性

- ・指示内容が十分理解されているか。
- ・協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
- ・効果的な事業内容となっているか。

(3) 実現性

事業の組み立てやスケジュールに具体性があり、指示内容が確実に実施される内容になっているか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

14. 再委託について

再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ① 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）の再委託を行うことはできない。
- ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・再委託に際し当機構の承諾を要する。
- ③ 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・当機構の承諾を要さない。

15. その他

- (1) 提出された企画提案書は、本事業の受託者選定に係る以外の目的には使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。なお、公表にあたっては、事前に提案者に通知するものとする。
- (3) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (4) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。

以上